

# オキシダント緊急時(光化学スモッグ) 対策実施要領

制 定 昭和47年6月1日 実 施  
最終改正 令和8年4月1日 一部改正

(目 的)

第1条 この要領は、大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱（以下「要綱」という。）に基づくオキシダントに関する大気の汚染に係る緊急時の措置等の実施について必要な事項を定めるものとする。

(発令区分)

第2条 オキシダントに係る発令区分は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 要綱第2条の表の1の項に掲げる予報 光化学スモッグ予報（以下「予報」という。）
- (2) 要綱第2条の表の2の項に掲げる注意報 光化学スモッグ注意報（以下「注意報」という。）
- (3) 要綱第2条の表の3の項に掲げる警報 光化学スモッグ警報（以下「警報」という。）
- (4) 要綱第2条の表の4の項に掲げる重大緊急警報 光化学スモッグ重大緊急警報（以下「重大緊急警報」という。）

(発令に係る地域の区分)

第3条 前条各号に掲げる発令に係る地域の区分は、次表に掲げるとおりとする。

地域の区分		市区町村
略称	名 称	
1の地域	大阪市中心部の地域	大阪市北区、都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、阿倍野区及び西成区
2の地域	大阪市北部及びその周辺地域	大阪市西淀川区、淀川区及び東淀川区並びに豊中市、吹田市及び摂津市
3の地域	東大阪地域	大阪市旭区、城東区及び鶴見区並びに守口市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市及び交野市
4の地域	堺市及びその周辺地域	大阪市住之江区、住吉区、東住吉区及び平野区並びに堺市、泉大津市、松原市、和泉市、羽曳野市、高石市、藤井寺市及び忠岡町
5の地域	北大阪地域	池田市、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市、島本町、豊能町及び能勢町
6の地域	南河内地域	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村
7の地域	泉南地域	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町

2 前項に規定する地域の区分は、平成17年2月1日における行政区画として表示された区域をいう。

(測定点等)

第4条 要綱第3条第1項及び第2項の規定によるオキシダント緊急時に係る測定点は、別表第1に掲げる測定点とする。

(発 令)

第5条 第2条各号に掲げる予報等は、次の各号に定めるところにより、第3条第1項の地域の区分ごとに発令するものとする。

(1) 予報

当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が0.08ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて注意報の発令に至ると認めるとき、当該地域に発令する。

(2) 注意報

当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が大気汚染防止法施行令（以下「令」という。）第11条第1項の規定に該当するとき、当該地域に発令する。

(3) 警報

当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第19条第1項の規定に該当するとき、当該地域に発令する。

(4) 重大緊急警報

当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が令第11条第2項の規定に該当するとき、当該地域に発令する。

(解 除)

第6条 前条各号の規定により予報等を発令した後、当該発令に係る大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるときは、当該発令を解除するものとする。この場合において、注意報の解除は予報の解除を含むものとする。

(発令及び解除の周知等)

第7条 第5条各号の規定により予報等を発令したとき、又は前条の規定により予報等を解除したときは、市町村及び関係機関の協力を得て、当該発令及び別表第2の当該発令の区分ごとに第二欄に掲げる事項又は解除を住民に周知するとともに、次に掲げる報道機関及び関係記者クラブに通報し、その旨を一般に周知することについて協力を求めるものとする。

日本放送協会大阪放送局（NHK ラジオ、テレビ）

朝日放送テレビ(株) （ABC ラジオ、テレビ）

(株)毎日放送 （MBS ラジオ、テレビ）

(株)ラジオ大阪 （OBC ラジオ）

読売テレビ放送(株) （YTV テレビ）

関西テレビ放送(株) （KTV テレビ）

テレビ大阪(株) （TVO テレビ）

2 発令及び解除の周知等に関し必要な事項については、前項に定めるもののほか、細目で定めるものとする。

(予報等の発令時における配慮事項)

第8条 事業者は、第5条各号の規定による予報等の発令があったときは、次に掲げる事項について配慮するものとする。

- (1) 工場及び事業場においては、操業に当たって、窒素酸化物、揮発性有機化合物等大気汚染物質の排出を増加させないこと。
- (2) 不要不急の自動車を使用しないよう努めること。

(緊急時対象工場)

第9条 第5条各号の規定により予報等を発令したときに行う、ばい煙量等の削減に関する要請、勧告又は命令（以下「要請等」という。）の対象とする工場又は事業場（以下「緊急時対象工場」という。）を、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般対象工場 重油換算原燃料使用量が毎時2キロリットル以上40キロリットル未満の緊急時対象工場
  - (2) 特別対象工場 重油換算原燃料使用量が毎時40キロリットル以上の緊急時対象工場
  - (3) 揮発性有機化合物対象工場 大気汚染防止法第17条の5で定める揮発性有機化合物排出施設の設置の届出をしている工場又は事業場
- 2 前項に掲げる重油換算原燃料使用量は、工場又は事業場に設置されているばい煙発生施設で使用する原料及び燃料の量を、大気汚染防止法に基づく窒素酸化物に係る総量規制基準及び特別の総量規制基準（昭和57年大阪府告示第1315号）に定める換算方法により重油の量に換算した量とする。
- 3 緊急時対象工場のうち、細目で定める条件に適合する緊急時対象工場は、事前に協議した上で計画書等の提出及び緊急時の削減措置の適用を除外する。

(緊急時等の措置)

第10条 第5条各号の規定により予報等を発令したときは、規則第19条第2項に定める法定ばい煙を排出する者（以下「ばい煙排出者」という。）又は揮発性有機化合物を排出する者（以下「揮発性有機化合物排出者」という。）又は自動車の使用者若しくは運転者に対して、それぞれ別表第3に掲げる措置を行うものとする。

- 2 前項に掲げるばい煙排出者に対する要請等に基づき、ばい煙排出者が行うばい煙排出量の減少措置（以下「削減措置」という。）は、別表第3に掲げるもののほか、細目で定めるところによるものとし、事前に協議等を行った上で適用するものとする。
- 3 第5条第2号から第4号までの規定により、注意報、警報又は重大緊急警報を発令したときは、前項の措置に加え、必要に応じて次の各号に掲げる措置を行うものとする。この場合において、令第13条の規定により市長がばい煙等の排出規制を行うとされている緊急時対象工場（以下「政令市所管緊急時対象工場」という。）に対する第1号の措置については、当該市長の協力を得て行うものとする。
- (1) その職員による立入検査その他の方法による当該緊急時対象工場における排出ガス量等の削減等の実施状況の確認及び指導
  - (2) 1の地域、2の地域又は4の地域（重複する場合は当該地域を除く。）に所在する一般対象工場に対し、別表第3の第1欄の当該発令区分の項に掲げる措置及び前号に掲げる措置（第4条の測定点のうち、2点以上の測定点のオキシダント濃度が令第11条第1項及び第2項又は規則第19条第1項の一に該当する場合で特に必要があるときに限る。）

- 4 第5条第4号の規定により重大緊急警報を発令したときは、第1項及び前項の措置に加え、公安委員会に対し、発令した地域における自動車交通の規制について道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。
- 5 第1項の措置の周知については、ばい煙を排出する者に対してはファクシミリ等で、自動車の使用者若しくは運転者に対しては（公財）日本道路交通情報センター等を通じて行うものとする。

（計画書及び報告書等の徴収）

第11条 前条の規定による措置を行うにあたり、緊急時対象工場の区分に応じて、ばい煙排出者が行う削減措置に関する計画書を徴収するものとする。

- 2 ばい煙排出者は、第10条第2項で定める協議を行う場合、協議に必要な書類等を計画書の提出前に府に提出するものとする。
- 3 ばい煙排出者は、第1項に掲げる計画書の内容を変更する必要があるときは、細目で定めるところにより、変更届を提出するものとする。
- 4 第1項で規定した計画書及び第3項で規定した変更届のうち、政令市所管緊急時対象工場に係るものについては、当該市長に写しを送付し意見を聴くものとする。
- 5 ばい煙排出者及び揮発性有機化合物排出者は、削減措置を行った場合は、措置内容を記録するとともに、知事から報告を求められた場合は、速やかに報告書を提出するものとする。
- 6 前項に規定した報告書を徴収するにあたり、政令市所管緊急時対象工場については、当該市長の協力を得て行うことがある。
- 7 ばい煙排出者が行う削減措置に関する計画書等の提出方法、提出部数及び様式は細目で定めるものとする。

（光化学スモッグ対策連絡本部の設置）

第12条 第5条第1号の規定により予報を発令したときは、被害の訴えの把握等について連絡を緊密にするため、「光化学スモッグ対策連絡本部」を設置するものとする。

- 2 前項の「光化学スモッグ対策連絡本部」の組織及び事務については、細目で定めるものとする。

（光化学スモッグ調査班の設置）

第13条 大阪府は、第5条により予報等が発令されたときは、光化学スモッグに関する調査を実施するため、光化学スモッグ調査班（以下「調査班」という。）を設置するものとする。

- 2 調査班は、必要に応じて調査を行うものとする。なお、調査の実施に当たっては、市町村その他の関係機関の協力を得るものとする。
- 3 調査班の事務については、細目で定めるものとする。

（連絡協議会）

第14条 この要領実施に伴う事務処理等について連絡協議する必要があるときは、要綱第11条に規定する「大阪府大気汚染緊急時対策連絡協議会」（以下「協議会」という。）において行うものとする。

- 2 前項の協議会の庶務は、府環境農林水産部環境管理室環境保全課が行うものとする。

附 則

この要領は、昭和 47 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、昭和 48 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 50 年 4 月 10 日から施行する。改正後の要領第 2 条第 1 項の表中「府立修徳学院」及び「貝塚消防署」の項は、昭和 50 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。改正後の要領第 2 条第 1 項の表中「王仁公園」及び「島本町役場」の項は、昭和 51 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定中高石市役所高石市高師浜 3 丁目 1 番 21 号を高石市公害監視センター高石市高師浜 4 丁目 1 番 26 号に改める部分については、昭和 53 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月16日から施行する。

ただし、別表第1の改正規定については、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 オキシダント緊急時に係る測定点（第4条関係）

地域の 区分の 略称	測 定 点		
	名 称	所 在 地	所 管
1 の 地 域	国設大阪	大阪市中央区大手前一丁目5番44号	大阪府
	此花区役所	大阪市此花区春日出北一丁目8番4号	大阪市
	平尾小学校	大阪市大正区平尾二丁目21番28号	大阪市
	桃谷中学校	大阪市生野区勝山北三丁目13番44号	大阪市
	今宮中学校	大阪市西成区花園北一丁目8番32号	大阪市
2 の 地 域	野中小学校	大阪市淀川区野中北一丁目11番26号	大阪市
	出来島小学校	大阪市西淀川区出来島二丁目2番24号	大阪市
	豊中市菰江公園	豊中市三和町三丁目3番	豊中市
	豊中市役所	豊中市中桜塚三丁目6番	豊中市
	吹田市垂水	吹田市垂水町三丁目32番50号	吹田市
	吹田市北千里	吹田市藤白台一丁目1番50号	吹田市
	吹田市高野台	吹田市高野台四丁目5番1号	吹田市
3 の 地 域	西部コミュニティセンター	守口市文園町8番8号	大阪府
	大東市役所	大東市谷川一丁目1番1号	大阪府
	府立修徳学院	柏原市大字高井田809番地の1	大阪府
	大宮中学校	大阪市旭区中宮四丁目7番11号	大阪市
	聖賢小学校	大阪市城東区新喜多二丁目4番35号	大阪市
	茨田北小学校	大阪市鶴見区浜三丁目8番66号	大阪市
	東大阪市西保健センター	東大阪市高井田元町二丁目8番27号	東大阪市
	東大阪市六万寺	東大阪市南四条町3番33号	東大阪市
	八尾市保健所	八尾市清水町一丁目2番5号	八尾市
	寝屋川市役所	寝屋川市本町1番1号	寝屋川市
4 の 地 域	高石中学校	高石市東羽衣六丁目6番45号	大阪府
	緑ヶ丘小学校	和泉市緑ヶ丘三丁目4番1号	大阪府
	藤井寺市役所	藤井寺市岡一丁目1番1号	大阪府
	泉大津市役所	泉大津市東雲町9番12号	大阪府
	清江小学校	大阪市住之江区御崎五丁目7番18号	大阪市
	摂陽中学校	大阪市平野区平野西三丁目4番7号	大阪市
	南港中央公園	大阪市住之江区南港東八丁目5番	大阪市

地域の 区分の 略称	測 定 点		
	名 称	所 在 地	所 管
4 の 地 域	少林寺	堺市堺区少林寺町東四丁1番1号	堺 市
	浜寺	堺市西区浜寺船尾町西五丁60番地	堺 市
	三宝	堺市堺区三宝町五丁286番地	堺 市
	若松台	堺市南区若松台三丁34番1号	堺 市
	石津	堺市西区浜寺石津町中二丁3番28号	堺 市
	登美丘	堺市東区大美野135番地	堺 市
	深井	堺市中区深井水池町3214番地	堺 市
	美原	堺市美原区小平尾390番地	堺 市
	金岡南	堺市北区金岡町1182番地の1	堺 市
5 の 地 域	茨木市役所	茨木市駅前三丁目8番13号	大阪府
	池田市立南畑会館	池田市畑一丁目7番4号	大阪府
	島本町役場	三島郡島本町桜井二丁目1番1号	大阪府
	豊能町役場	豊能郡豊能町余野414番地の1	大阪府
	楠葉	枚方市楠葉並木二丁目29番3号	枚方市
	枚方市役所	枚方市大垣内町二丁目1番20号	枚方市
	王仁公園	枚方市王仁公園1	枚方市
	高槻北	高槻市大蔵司二丁目51番2号	高槻市
	庄所	高槻市南庄所町3	高槻市
6 の 地 域	富田林市役所	富田林市常盤町1番1号	大阪府
	三日市公民館	河内長野市三日市町288番地の1	大阪府
7 の 地 域	貝塚市消防署	貝塚市鳥羽122番地の1	大阪府
	南海団地	阪南市舞四丁目6番14号	大阪府
	泉南市役所	泉南市樽井一丁目1番1号	大阪府
	岸和田中央公園	岸和田市西之内町279番地の2	大阪府
	佐野中学校	泉佐野市羽倉崎四丁目3番12号	大阪府

別表第2 予報等の発令時における周知事項（第7条関係）

区 分	周 知 事 項
予 報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 注意報に備えてテレビ、ラジオの報道等に注意すること。</li> <li>2 屋外での特に過激な運動は避けること。</li> <li>3 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。</li> </ol>
注 意 報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 屋外になるべく出ないこと。</li> <li>2 学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外の運動を避け屋内に入ること。</li> <li>3 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。</li> </ol>
警 報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 屋外になるべく出ないこと。</li> <li>2 学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。</li> <li>3 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。</li> </ol>
重 大 緊 急 警 報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 屋外に出ないこと。</li> <li>2 学校、幼稚園、保育所などにおいては、警報と同じ措置をとっていることの再確認を行うこと。</li> <li>3 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。</li> </ol>

別表第3 緊急時の措置（第10条関係）

対象 発令区分	一般対象工場に係る ばい煙排出者	特別対象工場に係る ばい煙排出者	揮発性有機化合物 排出者	自動車の使用者 又は運転者
予報	操業に当たって原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量が通常値より減少するよう配慮するとともに、注意報の発令に備えて注意報による措置が行える体制をとるよう要請すること。	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の20%以上削減するよう要請すること。	揮発性有機化合物の排出量の減少に配慮するよう要請すること。	不要不急の自動車を使用しないよう要請すること。
注意報	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の20%以上削減するよう要請し、又は勧告すること。	予報に引き続き原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少に徹底を期すとともに、警報の発令に備えて一部操業停止などが行える体制をとるよう要請し、又は勧告すること。	揮発性有機化合物の排出量を削減するよう要請し、又は勧告すること。	不要不急の自動車を使用しないこと及び発令地域への運行を自粛するよう要請すること。
警報	注意報に引き続き原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少に徹底を期すとともに、重大緊急警報の発令に備えて一部操業停止などが行える体制をとるよう要請し、又は勧告すること。	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の40%以上削減するよう要請し、又は勧告すること。	注意報に引き続き揮発性有機化合物の排出量の減少に徹底を期すよう要請し、又は勧告すること。	自動車の使用及び発令地域における運行を避けるよう要請すること。
重大緊急警報	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の40%以上削減するよう命令すること。	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の40%以上削減するよう命令すること。	大防法第23条第2項に基づき揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命令すること。	自動車の使用を避けること及び発令地域における運行をしないことを強力に要請すること。 府警察本部が実施する緊急時の交通規制を守るよう強力に要請すること。

備考1 第2欄及び第4欄に掲げる措置は、発令した地域に所在する一般対象工場に係るばい煙排出者及び揮発性有機化合物排出者に対して行うものとする。

備考2 ばい煙排出者に対する措置の欄に掲げる通常値の算出方法は、細目で定める。

備考3 本表に掲げる措置は、予報等の解除又は日の入り時刻のいずれか早い時刻をもって解除する。なお、日の入り時刻とは、大阪管区気象台における日の入り時刻とする。

備考4 特別対象工場に対しては、大阪府域のうち当該工場所在地域以外に発令があった場合においても、削減措置を実施するよう要請等を行っている。